

墨田区特別職等の期末手当支給月数改定案

【案】 一般職員特別給（勤勉手当を含む。）支給月数の増加率と同一の割合による増加

現行月数	勧告月数	増加月数	増加割合(※)	増加月数	増加後年間支給月数
4. 85	4. 90	0. 05	1. 031%	3. 88月 × 1. 031% ≈ 0. 04月	3. 88月 + 0. 04月 = 3. 92月

※ 小数点以下第4位四捨五入

	現 行	改定案 (R 7年度)	R 8年度以降
6月	1. 94月	1. 94月	1. 96 月
12月	1. 94月	1. 98月	1. 96 月
合計	3. 88月	3. 92月	3. 92 月